

充実を感じた介護保険サービスと協同組織金融機関

私事で恐縮だが、先日母が急病で倒れたとの一報が入り、私は実家近くの病院へ直行した。幸いにして母の経過は良好であったが、母は介護していた父を代わりに誰が看るのが心配で、食事も受け付けられないほどであった。そこで母の入院以降2度の帰省中に、実家近くの包括支援センターと善後策を相談し、各サービス機関等とも交渉した。

その結果、①日中はこれまで通っていたデイサービスの回数を増やし、②夕食は配食サービスの弁当を手配し、③朝夕は社会福祉協議会のホームヘルパー（一部近隣のNPOの助け合いサービス）に入ってもらい、④緊急時には近所の方から民生委員に連絡して対応するなど、母が入院している間の父のケアについて、最低限の体制を整えることができた。このことを病院で伝えると母も落ち着きを取り戻し、現在は退院に向けて順調に回復しつつある。

交渉の合間には母の見舞いに父を連れて行き、デイサービスに同行して見学し、実家では父が好きな「水戸黄門」を一緒に見るなど、同じ時間を過ごすことを重視した。各方面の尽力に感謝しつつ、少しは息子らしいことができたかと、安心していただいているところである。

今回の件で私は、2000年から施行された介護保険制度のおかげで、高齢者を介護するサービスネットワークが充実していることを実感した。2011年6月の介護保険法改正では、「24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設」等を通じて、地域の力で要介護者を支える「地域包括ケアシステム」を目指している。要介護者の家族たる私のような者にとって、こうした在宅介護の環境整備は心強い。一方で厳しい財政の折、介護保険も負担の増加やサービスの低下が懸念される。しかし、これまで築き上げた介護サービスネットワークは、教育や医療と同様、もはや社会の重要なインフラである。これが財政事情によって崩壊する事態は避けなければならない。

協同組織金融機関においても、地域の介護サービスネットワークの充実を支援することは社会的役割のひとつである。また、介護事業は成長産業でもあることから、各協同組織金融機関では、融資をはじめとした介護事業者への積極対応を進めていると推察される。しかし、今回の件で支援をいただいたNPO法人の理事からは、「当団体は助け合いサービスだけではなく、政策提言などにも積極的に取り組んでいるが、経営には素人の集まりなので、経営に練達な人が入ってくるともっといい事業ができる」という趣旨の声を聞いた。こうした介護事業者と、中小企業や労働組合OBをマッチングさせるなど、協同組織金融機関にはまだまだできることがあるように思う。

参考：『週刊ダイヤモンド』2011年8月13・20日号

(社)全国労働金庫協会 多賀 俊二

■本号の目次■

充実を感じた介護保険サービスと協同組織金融機関（多賀俊二）	1
◆時評◆ミネルバの鼻は黄昏に飛翔する（足立一夫）	2
◆第101回研究会報告（2011.7.29）◆	4
大震災による被災の現状と復興の課題（綱島不二雄）	
◆会員の声◆「雑感」（柳田達夫）	8
◆第102回研究会のお知らせ	8

2011年8月発行【編集・発行者】協同金融研究会（事務局長・小島正之）

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル4B 日本福祉サービス評価機構気付
電話&Fax 03-3262-2260 URL : <http://www.co-op.or.jp/ccij/>

ミネルバの梟は黄昏に飛翔する

足立 一夫（埼玉大学大学院経済科学研究科博士前期課程修了）

「ミネルバの梟は黄昏に飛翔する」というのは、ドイツの哲学者ヘーゲルが「法哲学」の序言の中に書き記した言葉として有名です。

あらゆる事象はその歴史が終わらなければ事実の姿を捉えられない、ゆえに、学問が真理を見出すのは対象とする事象が歴史的終焉を迎えた後のことである、あるいは、学問というものは現実の後を追うものである、という意味で使われることが多い。

私は今、信用金庫合併について研究、取り纏め中です。全国の信用金庫数は1990年3月末の454から2010年3月末の272へと182金庫もの大幅減少（△40.1%）が起きた（図表1参照）。なぜこれほどまで減少したかについては経営破綻なども多く発生したが、主として合併（救済合併なども含め）が大きく進展したことによる影響と考えられ、地方銀行では銀行数が変わっていないのとは対照的です。また、2002～2004年度には前年比減少率が顕著な増加を見せている。（図表2参照）

図表1：業態別にみた金融機関数の推移

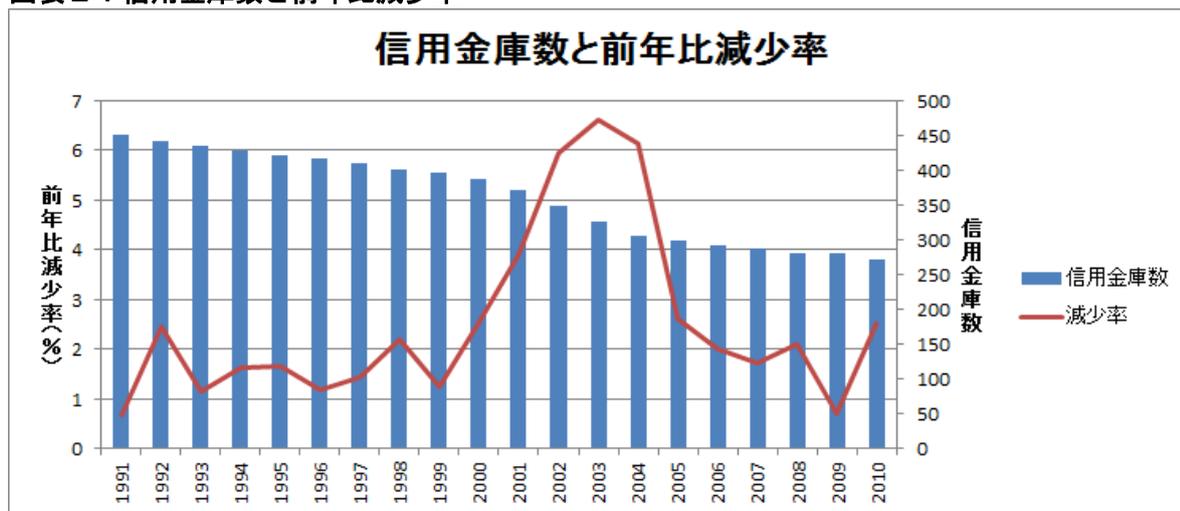
	信用金庫	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信用組合
1980.3	462	13	63	71	483
1990.3	454	13	64	68	414
2000.3	386	9	64	54	291
2010.3	272	6	63	42	159

備考：1. 大蔵省（源財務省）『銀行局金融年報』、全国銀行協会『全国銀行財務諸表等より作成。
2. 90年3月に地方銀行が増加しているのは、84年4月の西日本銀行の普通銀行転換による。

なぜ信用金庫でこの時期これほどまでの合併、再編が行われたのか、さらに、合併に際しては「規模拡大によって収益力、健全性を高め、経営基盤を強固にする」と謳われることが多いが、はたして合併によってそうしたことが実現するのだろうか。さらには金融庁等の規制当局は一方でリレーションシップバンキングを推進しているのだが、他方、強力で合併促進を図っているように思われ、合併促進の諸施策はリレーションシップバンキング推進とは必ずしも整合的ではないのではなかろうか。

由利宗之氏は「政策当局が…「オーババンキング論」も否定はしていない現状では」(*)といわれてはいるが、2002年7月塩川財務相は「日本のオーババンキング（銀行過剰）状態の是正に取り組む」と言い、また速水日銀総裁も2002年5～7月の記者会見で「地域金融機関というのは非常に多いので」、「地方の金融機関については、ある意味オーババンキングということが存在している」、「700行がもう少し減っても良いと、私は思っている」とまでオーババンキングを明言していることを読むと、今さらながら驚く。

図表 2 : 信用金庫数と前年比減少率



この信用金庫の合併、再編を調べて今感じていることは以下の諸点です。

- ① 日本はオーババンキングだから収益性が低い、だから合併によって収益力を高めるといふ意図のもとに合併、再編促進を図るといふのは間違っているのではないか。
- ② しかし2003年4月のペイオフ凍結一部解除を控え、経営破綻などが少なからず出ている状況から、金融庁等規制当局としては金融機関の破綻回避、地域金融システム維持は最優先課題であり、そのための合併、再編推進であったと考えると已むを得なかったとも言える。
- ③ 当局は、本当は合併によって収益力が高まるなどとは端から考えておらず、破綻回避のための合併とは言えないので、それが嘘であろうと、間違っていようと収益力強化と言わざるを得なかったのではなかろうか。(好意的な解釈でしょうか)
- ④ 金融機関には「規模の経済性」が成立し、金融機関には一定の資金量規模が必要であるという意見も少なくないが疑問。
- ⑤ 合併の際「収益力強化、強固な経営基盤の構築」といわれるが、合併によって市場独占が成立するわけでもなく(信用金庫の場合営業区域は重複していない場合が多い)、理論的にも収益力が高まるとは思われない。金融機関の場合には、破綻や合併によって供給圧力が減って需給関係が改善することもない。また、経営の現場としても合併による収益力向上という実感はないともいわれる。

こうしたことで、論文を纏めたいと考えている次第です。

* 由里宗之「中小企業機関大再編政策の再来を憂う」(『いまなぜ信金・信組か』2007年所収)

大震災による被災の現状と復興の課題

東日本大震災復旧復興みやぎ県民センター代表
元山形大学農学部教授 綱島 不二雄

1. 東日本大震災の現状

M9.0 という未曾有の大地震・大津波は、岩手、宮城、福島沿岸部だけでも、死者、行方不明者合わせて 20,507 名 (7 月 20 日現在) の人命を奪い、漁業・農業の生産基盤をことごとく破壊した。1960 年のチリ地震津波の教訓を生かした高さ 7 m の防潮堤、古くからの防潮林をことごとく蹴散らかし町を消し去った。これまで幾度かの地震・津波を受けた三陸沿岸部の市町村でも、それまで積み重ねてきた津波への対処経験も一切通用しない巨大な津波に巻き込まれた。

2. 貧困な日本の復旧復興政策——むしろ発展途上国に学ぶべき

2004 年 12 月に発生した M9.2 のスマトラ沖地震では、22 万人にのぼる死者・行方不明者を出したが、即刻開始された復興に向けたインドネシア政府の対応からは多くの学ぶ点があるように思われる。それは、スピードと復興理念の明示である。

地震発生後 111 日後に被災地アチェ州の州部バンダアチェに開設された復興再建庁 (BRR) がその表徴である。同庁は、政府機能の一括調整を政府から付託され、中央政府を通さずに被災地で直接復興の陣頭指揮を執ることができたのである。

BRR のこの間の事業量は、恒久住民 14 万戸、道路 3,600 キロ、12 の空港・滑走路、20 の海港、1,500 校の学校、1,100 の病院・医療施設、987 の政府施設等の建設である。復興費用は 72 億ドル (約 6,000 億円)、その 70% は外国からの支援であった。

これに対して、日本政府の対応はどうであろうか。前述したインドネシア復興再建庁の機能には、はるかに及ばないきわめて貧弱な復旧復興体制といえよう。しかし、ある種の復興は動いているのである。

トヨタは、子会社三社の合併に踏み切り、国内生産 300 万台生産体制の戦略的配置を決めた。また、ソフトバンクは、自然エネルギー発電事業展開構想をかかげ、すでに、被災 3 県等を除く 35 道府県による自然エネルギー協議会を発足させ、孫正義社長が事務局長に就任しているのである。

3. 創造的復興の意味するものと、被災者、被災地の立場

先のように見てくると、「水産特区」「農業復興」構想の中に、この期にこそこれまで手をつけにくかった水産業、農業の構造改革を一気に進めようとする意図が見えてくるのである。宮城県知事の不退転の決意とも見える独走が、国の今日目指す「復興のモデル県宮城」の置かれている状況を表徴しているように見える。

4. 「水産特区」構想と漁業権

(1) 復興構想として提示された経過

国の復興構想会議のメンバーでもある村井宮城県知事は、県内 142 漁港すべてが破壊的打撃を受けたことを背景に、復興には巨額の経費が必要、漁業者の負担を軽くする、そのためには民間資金を呼び込むとして、「水産特区」構想を突如として打ち出した。その内容は、漁業権の民間への解放、漁港の集約化と整備を中心とするものであった。

これに対して、漁協は真正面から反対を表明した。漁業者は何百年もの長い間海環境資源を育み、海で働き、海の恵みで生きてきたこと、あえて特区を作らなくとも民間企業の参入は可能、ただし、宮城の漁民は、民間資本の参入、そして撤退による不利益を経験してい

ること等をあげ反対の理由・意志を明確に示した。

図一 1 漁業と水産業がめざすべきビジョン

1. 貧困の緩和、持続可能な生活と家庭での食料安全保障、地域および国家レベルでの貢献
2. 妥当な規制、異なる部門間における公平な開発と安全性を確保する機能的な管理機関による適切な統治
3. 天然資源の収穫や水産物生産のために環境面で持続可能な限界を正しく認識した適切な技術の使用
4. 沿岸地域のエコシステムの包括的な視点の一部として、土地に関するより広い視点、つまり保有権やコミュニティの再配置などを含む統合的な沿岸地域マネジメントの原則に基づく管理
5. (主として女性により行われている) 漁獲後の労働集約的な作業支援と、すべての人々に安全な食を確保するため、漁獲から消費に至る十分な統合されたサプライ・チェーンの保持

(宮城大学・三石誠司の作図より)

図一 2 ビジョンを支援する6つの戦略的要素

1. 政策、機関・制度、そしてプロセスの改善
2. 適切な物理的資産の提供
3. 自然環境の回復
4. 適切な金融メカニズムの提供
5. コミュニティでの生活を改善するために人的能力の構築と沿岸地域の資源の責任あるマネジメント
6. 被災地の漁業および水産業のコミュニティの人々が描き求める生活設計および心理的安定に関する社会資本、資源、ネットワークの再構築と強化

(図一 2 に同じ)

(2) 漁業権について

漁業権は、世界でも珍しい日本独自のもの。コモンズ(私有地化されておらず地域社会の共通基盤となっている天然資源や自然環境)を法制化し守っているという点は世界的にも高く評価されている。漁業権は、物権としてみなされ、一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利。古くから浜での生産・生活が今日まで継続されてきた根拠ともいえる権利である。

高度経済成長期に入って、いわゆる漁業権の放棄が各地で続いた。(一方的な圧力?)すなわちコンビナート開発、港湾開発、原発設置等々に際して、水面埋立て、航路開設等々のため、漁業権の一部放棄がなされた。その結果は、工場排水等による海の汚染であり、行きついたところは今回の福島原発の低濃度汚染水の海上排出である。漁業権は、物権、財産権として、妨害予防申請権、妨害排除申請権を持っており、沿岸部の天然資源、自然環境保全に関しては、強い力をもっている大切な権利といえるものである。

(3) 「水産業復興特区」構想について

今回の村井知事「特区」構想は、民間企業の開放、小漁港の集約化を主な内容とするものだが、いずれも大きな問題を抱えている。

漁業権は、コモンズの法制化したもの、自然資源、自然環境の保全という重要な役割が付帯している。しかし、「特区」構想では、漁獲行為だけが取り上げられていて、一番大切な環境保全には何らふれていない。

浜では、水揚げした後の作業は女性の活躍の場であり、漁期によっては、多くの雇用も生み出す、小経済圏を形成しているのである。単なる通勤漁業では、小さい浜の地域生産・生活が成り立たなくなる。まさに小漁村の消滅なのである。

(4) 「水産特区」の問題点と課題

漁業権は、海の環境を守りたいという国民の願い、権利を漁業者に寄託するものとし、国にこれ以上海を汚さない、その証として漁業権を重視していくということを世界に向かって発信することを目標としたい。これは今回の原発事故も含めた著しい日本技術の国際的評価低下を食い止めるメッセージと思われる。また、物権として保証されている漁業権を足がかりに、環境権の確立に向けての議論を始めることも可能になると期待できる。

図一3 宮城の養殖業

区分	項目	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	全国順位
主な養殖生物と沿岸漁獲物 (トン)	のり	31,762	26,996	27,708	23,880	28,608	5位
	かき(殻付)	56,274	56,962	56,669	60,147	55,187	2位
	わかめ	12,807	14,188	18,743	19,414	19,491	2位
	こんぶ	2,967	2,143	2,163	2,431	1,965	3位
	ほや	7,309	7,242	10,079	11,486	6,883	1位
	ほたて	15,341	16,390	15,509	14,384	12,793	3位
	ぎんざけ	11,572	7,989	9,174	9,586	—	—
	あわび	266	271	247	230	156	4位
	うに	642	769	635	927	894	5位

(宮城の水産統計より)

図一4 主な企業の参入例

会社名	事業内容
マルハニチロホールディングス (東京)	長崎、鹿児島、山口、和歌山などで孫会社がマグロ養殖
日本水産 (東京)	鹿児島、長崎などで子会社がマグロ養殖
極洋 (東京)	高知で子会社がマグロ養殖
三菱商事 (東京)	長崎、和歌山で孫会社がマグロ養殖
双日 (東京)	長崎で子会社がマグロ養殖
豊田通商 (名古屋市)	長崎で子会社がマグロ稚魚育成
日本ハム (大阪市)	孫会社が愛媛でマグロ養殖
メルシャン (東京)	子会社が和歌山でタイを養殖していたが昨年度撤退、三菱商事系に売却
道水 (北海道函館市)	石川でマグロを蓄養
丸東水産 (宮城県石巻市)	水産加工場が被災、新潟・佐渡で銀ザケ養殖に乗り出す方針
かなわ水産 (広島県江田島市)	カキの養殖。広島県最大手
金子産業 (長崎市)	長崎でマグロ、トラフグ養殖

(朝日新聞7月7日版より)

5. 「農業復興」にかかわる若干の考察

沿岸農地の被災状況もきわめて復旧困難を予想されるものである。

仙台市、岩沼市では、ガレキの集積場として、海岸部の農地を利用しており、最終処理には数年かかる見通しである。岩沼市は、このガレキ集積を利用して防潮堤にあてる計画を発表している。県の復興計画では、石巻以南の海岸部とくに陥没農地ベルトに関しては、防潮機能を加味した公園化する計画を示している。

あくまで仮定の話ではあるが、問題となるのは、この公園化構想と自然エネルギー開発構想とのかかわり方である。もし、公園化が実現できれば、このベルト地帯は格好の自然エネルギー団地となる条件を備えているからである。現時点で農地所有の利点を生かし、農業サイドからの自然エネルギー分野への参入可能性について、早急に検討に入るべきと考えている。

6. おわりに——これからの取り組むべき課題のいくつか。

これまでみてきたように、今回の東日本大震災の被災者の立場に立った復旧、復興は遅々として進んでいないといえる。その大きな壁となっているのは、今回の復旧・復興に対する行政対応の遅れであり、復旧・復興理念のなさである。先にふれた、スマトラ沖地震災害へのインドネシア政府対応も、現地で日本の日赤関係者も目の当りにしているのであるが、今回の事態に際してこうした経験は一顧だにされてないように見える。

第一は、被災者の正常な日常生活への復帰を一日も早く実現することである。津波被害は受けなかった岩手県住田町は独自で町産材を利用した仮設住宅も建設した。

これは、沿岸部との地縁血縁が強く、被災者の受け入れのための町独自の対応である。この様に、東北地方は、文字通り絆が強い地域である。被災者の元気が戻らなければ、地域全体に活気が戻らないのである。

第二は、コミュニティの維持である。

第三は、生業の復旧である。

第四は、創意と努力で自己復旧を試みている被災者集団への支援である。

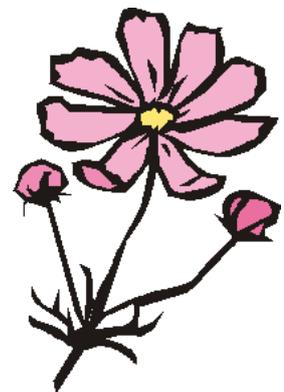
第五は、医療、教育環境の早急な復旧プランの提示である。

第六は、被災者の立場を生かした、自然エネルギー産業の創出・運用である。

そのためには、協同組織金融機関の出番が望まれる。困難が予想されるが、至急検討チームを立ち上げ、実現に向けてのスキームの作成、提言を各界、各層の協同で実現したい。その場合、金融機関の占める役割はおのずから明らかである。

第七は、漁業権のもつ権利の再確認と、それを環境権の一つとして、海の環境を守ることから、国土の環境保全に対する権利へと拡大していく運動として位置づけることである。この取り組みも、被災の中から生まれた創造的権利の行使として位置づけたい。

■



信用金庫法制定 60 周年という節目の年にあたる 2011 年、改めて信用金庫法を見てみますと第 1 条の目的に「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する」と記されております。まさに信用金庫にとって預金はビジネスモデルの柱であり、地域のお客様からの信頼の証であると考えられます。

7 月下旬、各信用金庫で 2010 年度ディスクロージャー誌が発行されました。ざっと目を通してみますと、預金量が 1 兆円を超えた信用金庫が新たに 2 金庫増え 25 金庫となりました。また、271 の信用金庫のうち 85% もの金庫で預金量が増加しています。信用金庫法の精神が今でも生きていることを物語っているのではないのでしょうか。預金が順調に伸びている一方で、融資残高は減少してきています。預金量 1 兆円金庫の中で、残高が減少したのが 16 金庫、前年度対比で預貸率が下がったのは 24 金庫、50% を切った金庫も 5 金庫ありました。融資は信用金庫にとって収益の柱であり、地域のお客様への貢献の証であります。しかしながら、景気低迷を受け、法人の資金需要は停滞し、融資の中心は個人の住宅ローン頼みが現状です。しかも、低金利による住宅ローン競争の激化は「貸出金利息」を減少させ収益の圧迫要因ともなっています。

信用金庫の原点である「無尽講」や「頼母子講」は地域の人々がお金を出し合い、使いたい人が入札を行って利用者を決める相互扶助の仕組み、庶民のための金融でした。信用金庫の前身である産業組合法下での「信用組合」は資金を借りたくても借りるところがなかったため人びとが資金を出し合って設立したものでした。時代は変わっても、信用金庫は地域社会が持続的に成り立っていくために必要な企業づくり、ヒトづくり、モノづくり、そして資金づくりといった資本を創り出すという使命は変わりません。加えて、更なる進化を目指し、金融支援だけでなく、お客様の本業をサポートし、経営力を引き出すような支援が求められてきています。様々な形で資本や人材も含めた経営ノウハウを提供することが地域で生きていく信用金庫のこれからのビジネスモデルだと考えます。

ロスを出せない厳しい経営環境では、信用金庫自身もまた業務の『選択と集中』を心がけ、『断捨離』を実行し、経営資源を得意分野に集中することが必要と考えます。そしてそのためには組織だけでなく、働く職員もまた自らの進化を心がけ、覚悟をもって地域の要請に添えていかなければならないでしょう。非常にやりがいのある職場であることを自覚して信用金庫に勤める私自身日々取り組んでいきたいと思っております。

◆研究会のお知らせ◆

第 102 回協同金融研究会のお知らせ

東日本大震災後 5 カ月を経過しましたが、復興への道のりはまだ遠いようです。地域再生のために何が必要かを探ります。皆様の積極的なご参加をいただきたくご案内申し上げます。

1. 開催日：2011 年 10 月 3 日（月）午後 6 時 30 分～8 時 30 分
2. テーマ：**大規模災害の復興対応と地域（財政）運営**
～東日本大震災への公的支援のあり方～
3. 報告者：**渡部 喜智 氏**（農林中金総合研究所理事研究員）
4. 参加費：**1,000 円**
5. 申込先：FAX ないし e-mail にて下記あてに参加申込みをお願いします。

協同金融研究会事務局・笹野、小島【FAX】03-3262-2260【e-mail】sasanotn@nifty.com